

農業集落排水事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○その他（農業集落排水施設）
- 2 事業概要
農業集落排水施設の整備又は改築に要する工事費の一部を支援します。
- 3 利用対象者
地方公共団体
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
 - 受益戸数が概ね20戸以上で末端受益戸数2戸以上
 - 改築の場合は、施設の供用開始後7年以上経過していること
 - (2) 対象経費：農業集落排水施設等の整備又は改築に要する工事費
 - (3) 補助率：50%以内
 - (4) 補助上限額：(3)の補助率により算定した額
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時受付
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
 - (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
 - (2) 担当（係）名：計画調整担当
 - (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 8
最上総合支庁農村計画課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 0
置賜総合支庁農村計画課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 7
庄内総合支庁農村計画課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 5 3